

初版 平成19年4月
改訂 令和 8年4月

港内工事・作業等許可申請の手引き

令和 8 年 4 月
敦賀海上保安部

第1 港則法の概要

1. 目的	1
2. 適用される港	1
3. 規制事項	1
4. 職権者	2
5. 港の区域	2

第2 工事・作業

1. 根拠	7
2. 用語の解説	7
3. 工事・作業の範囲	7
4. 工事・作業の対象にならないもの	8
5. 大規模地震等災害時における許認可手続きの簡素化	8
6. その他	8
7. 罰則	9

第3 工事・作業許可申請書

1. 様式	10
2. 申請が必要となる港	10
3. 提出部数	10
4. 提出時期	10
5. 提出先等	10
6. 申請書作成時の留意事項	11
7. 申請書の記入要領	11
(1) 申請義務者	11
(2) 目的及び種類	12
(3) 期間及び時間	12
(4) 区域又は場所	12
(5) 方法	13
(6) その他	13
8. 申請書の添付書類	16
9. その他の留意事項	18
10. 敦賀港 BCP 緊急確保航路等における 航路啓開作業許可申請書等共通安全対策書	19
11. 申請書等の書式及び記載例	22
(1) 工事許可申請書及び記載例(岸壁改修工事 編)	22
(2) 作業許可申請書及び記載例(深淺測量、潜水調査 編)	27
(3) 作業許可申請書及び記載例(ボーリング作業 編)	30

(4) 内容変更許可申請書及び記載例(期間変更及び作業方法追加編)	33
(5) 作業許可申請書及び記載例(災害時における簡素化 編)	34

第4 行事

1. 根拠	37
2. 用語の解説	37
3. 行事の範囲	37
4. 行事の対象とならないもの	37
5. 申請の対象とならないもの	37
6. その他	37
7. 罰則	38

第5 行事許可申請

1. 様式	39
2. 申請が必要となる港	39
3. 提出部数	39
4. 提出時期	39
5. 提出先等	39
6. 申請書作成時の留意事項	40
7. 申請書の記入要領	40
(1) 申請義務者	40
(2) 目的及び種類	40
(3) 期間及び時間	40
(4) 区域又は場所	40
(5) 方法	41
(6) その他	41
8. 申請書の添付書類	42
9. 申請書等の書式及び記載例	43
行事許可申請書及び記載例(ヨットレース編)	43

第6 船舶交通の制限等

1. 根拠	46
2. 制限の内容及び周知	46
3. 航泊禁止区域内の航行	46
4. 罰則	47

第7 航泊禁止区域内航行許可申請

1. 様式	48
2. 申請が必要となる区域	48

3. 提出部数	48
4. 提出時期	48
5. 提出先等	48
6. 申請書作成時の留意事項	49
7. 申請書の記入要領	49
(1) 申請義務者	49
(2) 目的	49
(3) 港長公示番号・日付	49
(4) 航行しようとする場所	49
(5) 航行日時	50
(6) 船名・用途	50
(7) 総トン数・馬力	50
(8) 船舶所有者	50
(9) 船長名・乗組員数	50
(10) 連絡手段	51
(11) 作業内容・方法	51
(12) 事故防止措置等	51
(13) 連絡先	52
8. 申請書の添付書類	52
9. 申請書等の書式及び記載例	53

第8 様式編

1. 入出港届	第1号様式
2. 入出港省略許可申請書	第2号様式
3. 錨地・停泊場所指定願・移動・危険物荷役許可申請書	第3号様式
4. 係留施設使用届	第4号様式
5. 係留施設使用届省略許可申請書	第5号様式
6. 修繕・係船届	第6号様式
7. 危険物運搬許可申請書	第7号様式
8. 私設信号使用許可申請書	第8号様式
9. (工事・作業又は行事)許可申請書	第9号様式
10. (工事・作業又は行事)内容変更許可申請書	第9号様式
11. 大規模地震等災害時における作業許可申請の簡素化様式	第9号様式
12. 進水・入出渠届	第10号様式
13. 竹木材水上荷卸・筏運行・係留許可申請書	第11号様式
14. 航泊禁止区域内航行許可申請書	別様式

第1 港則法の概要

1. 目的

港則法第1条(法律の目的)

この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

港則法は、港内における船舶交通の安全と港内の整とんを図ることを目的として、昭和23年7月15日法律第174号として制定されました。

本法は、輻輳した港内交通に対処するため、海上衝突予防法の特別法として、入出港、停泊、航路、航法、危険物、水路の保全、灯火等、雑則及び罰則について規定しております。

2. 適用される港

港則法が適用される港は、同法第2条に基づく政令によって定められており(全国で500港)、そのうち、喫水の深い船舶が出入りできる港又は外国船舶が常時出入りする港を特定港(全国で87港)として定め、港長を置き、港則法における職権を行使しています。

福井県(敦賀海上保安部管内)では、特定港の『敦賀港』、『福井港』の2港と、特定港以外の「小浜港」、「和田港」、「内浦港」の3港が適用される港となっています。

本手引きでは、この5港を「特定港等」といいます。

3. 規制事項

港則法は、輻輳した港内交通に対処するため、「特定港等」において次のとおり規制を定めています。

なお、これらの規定には「特定港等」に適用される工事・作業許可等と特定港のみに適用される行事許可、危険物荷役許可、危険物荷役運搬許可があります。

【規制事項】

- ① 船舶の運航や係留等に関すること。
- ② 廃物の投棄や工事・作業等、船舶の航行に障害となるおそれのある行為に関すること。
- ③ 船舶の標識等に関すること。
- ④ 災害を防止するための火気の取扱い及び危険物荷役・運搬等に関すること。

4. 職権者

福井県(敦賀海上保安部管内)の「特定港等」における港則法の事務を処理する職権者としては、次のとおり、敦賀海上保安部長及び福井海上保安署長(以下「港長等」という)が任命されています。

【職権者】 『敦賀港』・・・・・・・・・・・・・・・・敦賀港長(敦賀海上保安部長) 『福井港』・・・・・・・・・・・・・・・・福井港長(福井海上保安署長) 「小浜港」、「和田港」、「内浦港」・・・・敦賀海上保安部長 ※なお、「小浜港」、「和田港」、「内浦港」については、職権を小浜海上保安署長に委任しています。
--

5. 港の区域

港名	港の区域 (港域)
敦賀	松ヶ崎から明神崎まで引いた線及び陸岸により固まれた海面並びに笹ノ橋下流の旧笹ノ川水面
福井	三国防波堤南西方照射灯から6度1,130メートルの地点から、249度1,190メートルの地点まで引いた線、同地点から220度6,400メートルの地点まで引いた線、同地点から181度3,400メートルの地点まで引いた線、同地点から133度に引いた線及び陸岸により固まれた海面並びに九頭竜川 新保橋及び竹田川港橋各下流の河川水面
小浜	二児島崎から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により固まれた海面
和田	犬見崎から津崎まで引いた線及び陸岸により固まれた海面並びに城山山頂から80度に引いた線及び陸岸により固まれた海面
内浦	葺ヶ崎北西端から240度500メートルの地点まで引いた線、同地点からダン鼻まで引いた線及び陸岸により固まれた海面

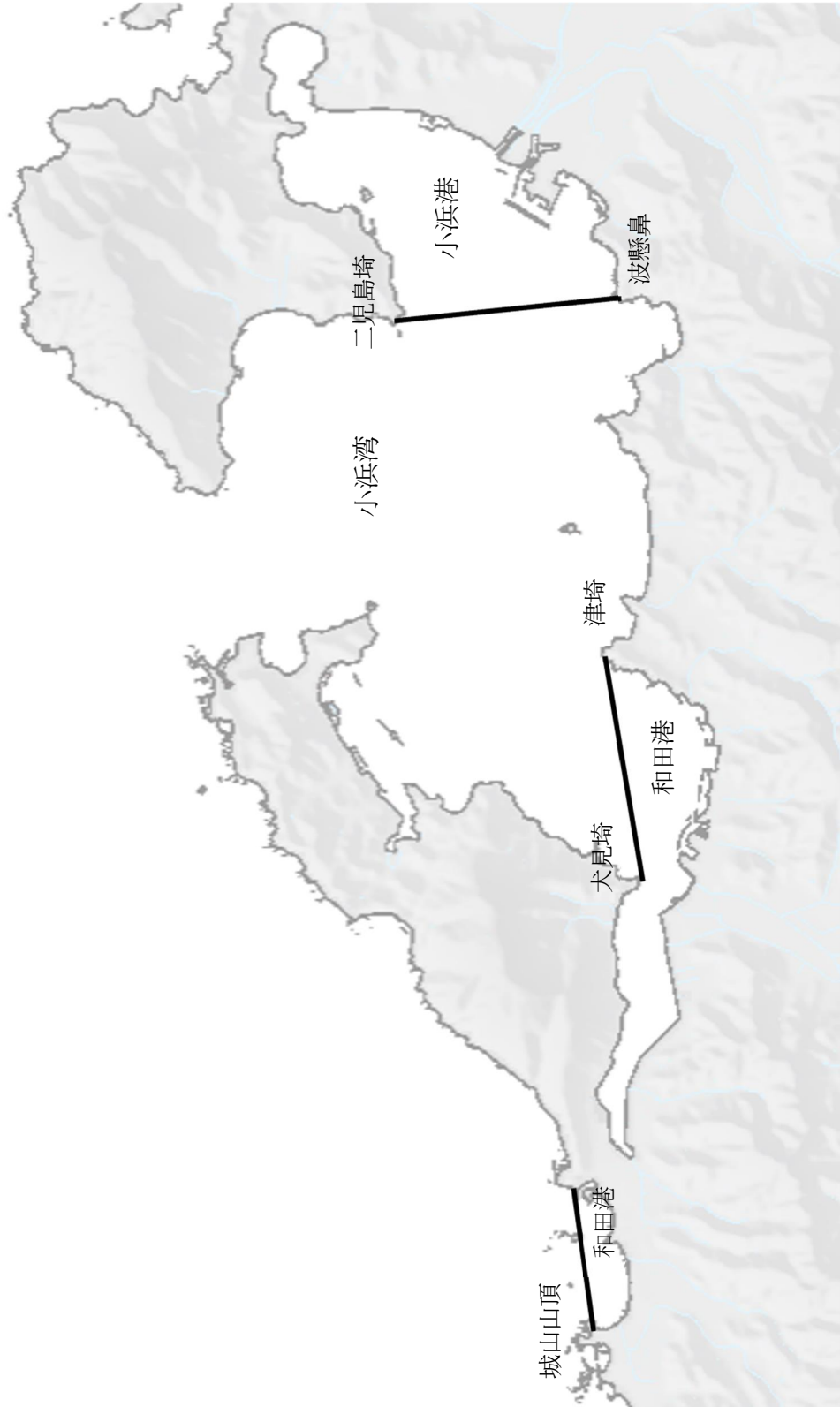
敦賀港 港域図



福井港 港域図



小浜港・和田港 港域図



内浦港 港域図



第2 工事・作業

1. 根拠

港則法第31条(工事等の許可)

- 1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条(準用規定)

第31条の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。

2. 用語の解説

- (1)「港の境界線付近」とは、工事等の行為が当該港における船舶の出入り又は
在港船に影響のある範囲をいいます。
- (2)「工事」とは、行為の行われた場所において、将来に施設、その他の痕跡を
残すもの。
(例) 埋立て、防波堤築造、護岸工事、浚渫等
- (3)「作業」とは、行為の行われた場所において将来に痕跡を残さないもの。
(例) 潜水作業、測量、ボーリング、磁気探査等
- (4)「工事又は作業(以下「工事等」という)」には漁業の手段として行う養殖棚
や定置網等の設置工事も含まれます。
- (5)「工事又は作業をしようとするもの」とは、「工事等」をしようとする責任
者を指します。
- (6)「特定港以外の港」とは、福井県(敦賀海上保安部管内)においては「小浜港」、
「和田港」、「内浦港」を指します。

3. 工事・作業の範囲

- (1) 定置網漁業を営むための定置網の設置、かき、真珠貝等の養殖のための竹木
材類の敷設、魚礁の設置等は、漁労行為の前提としてなされるものではあるが、
当該行為は法第31条の「工事等」に該当します。
- (2) 潜水して行うスクラップ採取、船底清掃作業は、法第31条の「作業」に該
当します。
- (3) 港長が命ずることのできる「船舶交通の安全のために必要な措置(法第31
条の第2項の措置)」には、次のようなものがあります。
ア 船舶の解撤作業、沈船の引揚げ作業等、油が流出し、又は貨物が散乱す
るおそれのある作業を行うときにおける当該油の流出又は貨物の散乱を防

止するための必要な措置。

イ 工作物が設置される場合、当該工作物の存在を知らせる標識の設置。

ウ 浚渫、埋立て等が行われる場合の当該作業区域を明示する標識の設置。

エ 船底清掃作業が行われる場合のごみ等脱落防止の措置。

オ 潜水作業等が行われる場合の他船の接近を警戒、防止するための措置。

カ その他必要に応じて実施場所又は区域の縮小、時期・時間の変更及び方法の変更等。

4. 工事・作業の対象とならないもの

(1) 次に挙げるような船舶交通に与える影響が極めて小さい「工事等」については、許可を受けることを要しません。

- ・定係地において素潜りで行うプロペラの点検等
- ・船舶交通の実態が無い海域での工事等
- ・海域に及ぶ範囲が極めて狭い工事等

許可の要否については、事前に「最寄りの海上保安部署（敦賀海上保安部の担当は交通課）」へ問合せてください。

(2) 工事の範囲は、一般的に「工事等」と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業等、当該行為の及ぼす行為が当該船舶内に限られるもので港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸・荷役・給油作業等港内で通常行われる行為については除外されます。

5. 大規模地震等災害時における許認可手続きの簡素化

(1) 平時と大規模地震等災害時とを区別し、迅速に航路啓開活動を実施させるために、平時で使用している工事・作業許可申請書（第9号様式）の簡素化した様式（敦賀港BCP版）を定めます。

(2) 簡素化した様式（敦賀港BCP版）の使用期間は、大規模地震等災害発生から港則法に基づかない暫定航路が確保されるまでの間とします。

(3) 平時にあっては、各種作業毎の安全対策内容を添付して敦賀港長に対し提出を頂いているところですが、大規模地震等災害時に安全対策内容の審査を実施しては、随時提出される許可申請への対応に膨大な時間等を要するため、航路啓開作業における許可申請書の「共通安全対策（敦賀港BCP版）」を新たに定めましたので、こちらを上記(1)の簡素化様式末尾に添付してください。

6. その他

(1) 国又は港湾管理者が直轄施工する工事等については、事前に「港長等」に文書により協議（許可申請に代えるべき協議）し、その同意を得ることもって許可にかえることとしております。

(2) 令和3年1月1日から申請書の様式が変更され、押印が不要となりました。

7. 罰則

「特定港等」において、許可を得ないで「工事等」をしたもの、又は規定に違反して命令された措置をとらなかったものは、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

第3 工事・作業許可申請

1. 様式

第9号様式

工事、作業、行事の様式が共通となっていますので、表題は工事作業の場合は「工事許可申請書」と、作業のみの場合は「作業許可申請書」と記載してください。

2. 申請が必要となる港

敦賀海上保安部管内(福井県)で申請が必要となる港は、敦賀港、福井港、小浜港、内浦港、和田港の5港になります。

3. 提出部数

申請書は、所定の様式(A4縦版)により1部提出してください。

4. 提出時期

「工事等」の許可申請は、原則として着工日の1ヶ月前に提出して下さい。

また、他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

ただし、緊急を要する工事等(海難船舶の救助等)及び船舶交通に影響の少ない小規模な起重機台船作業、水質調査、潜水作業等については、この限りではありません。

5. 提出先等

(1) 提出先

港名	申請書の宛名	提出先
敦賀港(特定港)	敦賀港長	敦賀海上保安部
福井港(特定港)	福井港長	福井海上保安署
小浜港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署
和田港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署
内浦港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署

(2) 事務取扱窓口

敦賀海上保安部交通課 〒914-0079 福井県敦賀市港町7の15 敦賀港湾合同庁舎 TEL 0770-22-4179 (FAX 同)
福井海上保安署 〒913-0032 福井県坂井市三国町山岸第50号2番地2 TEL 0776-82-4999 (FAX 0776-82-5321)
小浜海上保安署 〒914-0032 福井県小浜市川崎1丁目3の1 TEL 0770-52-0494 (FAX 同)

(3) 窓口取扱時間

受付時間は、平日(月曜日～金曜日)午前8時30分～午後5時迄です。

なお、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日))は取り扱いません。

ただし、緊急の場合はこれらの日でも取り扱います。(来部される場合は必ず事前に電話して下さい。)

6. 申請書作成時の留意事項

船舶交通の安全に及ぼす影響等が最小となるよう次の事項等に留意して計画してください。

ア 申請書を提出してから不許可になり、又は計画を変更せざるを得ないようにならないよう、船舶交通に影響が大きな計画は立案時から事務取扱窓口にご相談してください。

イ 工作物設置工事の場合、完成後に工作物に設置する標識を検討してください。

ウ 事前に現場海域利用者(利害関係者)を把握し、調整や周知をしてください。

エ 関係法令(港湾法、漁港法、海岸法、自然公園法、公有水面埋立法その他)による手続きを行ってから申請してください。

7. 申請書の記入要領

(1) 申請義務者

ア 「工事等」の実施責任者(「工事等」の実施について指揮監督する権限を有する者。)

イ 請負契約を結んで工事等を実施する場合は、原則として元請業者。この場

合は、請負契約書(写)又は発注証明書等を添付してください。

(2) 目的及び種類

ア 目的

発注者からの工事名をそのまま記載しないで、「工事等」の内容が理解できるように簡潔に記入してください。

記載例

(例) 潜水作業、深浅測量、法操作業、護岸築造工事など

イ 種類

「工事等」の施工目的を具体的に記載してください。

記載例

(例1) 作業船による深浅測量及び潜水調査作業

(例2) 起重機台船等による岸壁改修工事

(例3) ○○のための凌襲作業

(例4) ○○のための海上ボーリング作業

(例5) ○○漁港防波堤築造に伴う床屈、置換え及び基礎捨て石工事

(3) 期間及び時間

海上及び船舶に影響のある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記してください。

記載例

(例1) 期間を要する場合

自:○年○月○日

至:○年○月○日(日出から日没までの間)

(予備日○月○日～○月○日)

(例2) 1日の場合

○年○月○日○時○分～○時○分までの間

(予備日○月○日～○月○日)

(4) 区域又は場所

ア 海図に表示してある灯台又は著名な物標から方位・距離及び緯度・経度を記入してください。

イ 基点、として灯台を用いる場合は、灯台表(海上保安庁発行)に記載されている名称を用いてください。

ウ 「工事等」の作業現場付近の関係を示す位置図及び同付近の詳細な部分図(工事区域・作業区域、浚渫区域・土砂養浜場所)等を添付し、色

- 分けするなどの方法により明示してください。
- エ 海図の写し等を用いた位置図、区域図等の状況資料を添付してください。

記載例

- (例1) 場所が海上の点である場合の記載方法
〇〇港〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートル付近海域
- (例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法
次の各点を順次に結んだ線に固まれる区域。
(イ) 〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートル
(ロ)、(イ) 点から〇〇度〇〇〇メートル
(ハ)、(ロ) 点から〇〇度〇〇〇メートル
(ニ)、(ハ) 点から〇〇度〇〇〇メートル
- (例3) 場所が岸壁上又は側傍である場合の記載方法
〇〇港〇〇岸壁

(5) 方法

- ア 「工事等」の方法及び手段を、関係図面及び工程表を用い、施工順序に従って簡潔明瞭に記入してください。
- イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付してください。
- ・ 工事作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすと思われるもの
 - ・ 大型作業船(浚渫船、杭打船、起重機船等)のアンカーワイヤーの張り方
 - ・ 工事作業の進捗に伴う作業船等の配置状況
 - ・ 作業船に積載する資機材等が、作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの
 - ・ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法などについて明らかにする
- ウ 火薬類を使用する工事等については、その旨を明記するとともに、爆破の影響範囲も図面等により具体的に表わしてください。

(6) その他

ア 標識

「工事等」を施工するに当たって、作業船、工事区域、海上工作物(設置物)等に標識を設置することは、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意喚起を促し、船舶交通の安全を確保するために有効な場合があり、これらの標識は、見え易く識別し易いものでなければなりません。

申請書への記載にあつては、設置場所に応じた標識の種類(型式、標体塗色灯色、灯質、光達距離、灯高等)、個数等を明記してください。

記載例

- 作業区域の周囲には、土嚢アンカーを使用して赤旗付き竹竿〇本を設置します。
- 作業中の浚渫船等に、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の形象物を掲げます。
- 潜水作業中の作業船に、国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
(岸壁から潜水を行う場合には、「潜水作業中」の横断幕を掲げます)
- 起重機船のアンカーワイヤーには、水深〇mの位置に、灯浮標(〇〇製〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇km、灯高〇cm、光力〇cd)を状況図のとおり設置します。
- 設置した灯浮標等については、電池切れや流出のないよう、保守点検を行います。

イ 事故防止及び安全対策

「工事等」の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載してください。

- ① 船舶交通に対する事故防止対策
- ② 荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ③ 警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領(携帯電話・無線・拡声器・赤旗等の使用等)
- ④ 海域利用者への周知、調整状況
- ⑤ 隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ⑥ 中止基準(風速、波浪、視界等)
- ⑦ 作業船(浚渫船、杭打船、起重機船等)のアンカーワイヤー
- ⑧ 工事説明会の開催及び周知用パンフレットの配布状況
- ⑨ 油の流出、汚濁防止のための措置
- ⑩ 資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ⑪ 潜水作業、夜間作業等における事故防止対策
- ⑫ 投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ⑬ 工事標識等の流出防止対策
- ⑭ 工事変更、中断等における措置
- ⑮ 波謫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施
- ⑯ 工事等作業員に対する安全対策(救命胴衣、安全用具の着装等)
- ⑰ その他、関係法令の遵守

記載例

- ・工事（作業）の現場責任者を〇〇〇〇に定め、作業全般の事故防止措置等について監督します。
- ・作業中、作業船には海上衝突予防法に規定する標識を掲げます。
- ・気象の変化に留意し、気象警報等の発令により荒天が予想される場合は、工事（作業）を中止し、作業船を避難させます。
- ・発注者並びに安全運航部会との定期的な工事連絡会議に出席し情報の共有化及び調整を図るものとします。
- ・漁業協同組合、海事関係者、プレジャーボート関係者及び工事関係者等への事前説明・周知を徹底します。
また、ポスター等を作製し関係先に配布します。
- ・警戒船〇隻を配備し、付近航行船舶に注意を喚起し、事故防止に努めます。
- ・起重機船のアンカーワイヤーの水深〇メートルの位置にブイを入れます。
- ・「工事等」に使用する資機材等が流出しないよう維持管理を確実にを行います。
- ・潜水作業船には、海上衝突予防法に基づく形象物（国際信号旗A旗板）を掲げます。
- ・作業中止基準
 - a. 風速が〇〇m/秒を超え、その状態が持続する場合。
 - b. 視界が〇〇〇m以下の場合。
 - c. 波高が〇m以上の場合。
 - d. 港長から指示があった場合。
- ・作業員に救命胴衣・安全用具等の着装を義務づけ、作業前に着装状況を確認します。

ウ 緊急連絡系統

事故発生等の緊急時における関係先連絡系統を記載してください。

なお、各保安部署に対する連絡については、次のとおり記載をお願いします。

海上保安部署	通常時	緊急時
敦賀海上保安部	0770-22-4179	0770-22-0191 又は 118 番
小浜海上保安署	0770-52-0494	0770-52-0494 又は 118 番
福井海上保安署	0776-82-4999	0776-82-4999 又は 118 番

※ 緊急時の「118 番」は第八管区海上保安本部へ、夜間の小浜、福井海上保安署への架電は敦賀海上保安部へそれぞれ転送されます。

エ 連絡先

現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等を明記し、夜間連絡先も記載して下さい。

8. 申請書の添付書類

- ① 現場位置図
- ② 「工事等」区域図
- ③ 工事施工計画図(計画平面図、施工図、構造図など)
- ④ 状況図(工事標識、作業船、警戒船配置状況図など)
- ⑤ 工程表(工事着手から完了までの工種毎に記載したもの)
- ⑥ 使用船舶及び乗船者一覧表
- ⑦ 他機関の許可書の写し(港湾管理者の工事・水域占用許可書等)
- ⑧ 周知用パンフレット
- ⑨ 水底土砂分析表

凌深及び床掘土砂等を海中に投棄する場合(埋立用材として埋立予定地内に投入することを含む)は、必ず事前に土質の溶出検査を行い、その資料(写)を添付してください。

基準は次表のとおりです。

	成 分	基 準
1	アルキル化合物	検出されないこと
2	水銀又はその化合物	検液 1 リットルにつき 0.005 mg 以下
3	カドミウム、又はその化合物	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下
4	鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき 1mg 以下
5	有機リン化合物	検液 1 リットルにつき 1mg 以下
6	六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき 0.5mg 以下
7	ひ素、又はその化合物	検液 1 リットルにつき 0.5mg 以下
8	シアン化合物	検液 1 リットルにつき 1mg 以下
9	ポリクロネイテッドフェニル (PCB)	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下
10	銅又はその化合物	検液 1 リットルにつき 3mg 以下
11	亜鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき 2mg 以下
12	ふっ化物	検液 1 リットルにつき 15mg 以下
13	トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.3mg 以下
14	テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下
15	ベリリウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき 2.5mg 以下
16	クロム又はその化合物	検液 1 リットルにつき 2mg 以下
17	ニッケル又はその化合物	検液 1 リットルにつき 1.2mg 以下
18	パナジウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき 1.5mg 以下
19	廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料 1kg につき 塩素 40 mg 以下
20	ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.2mg 以下
21	四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下
22	1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下

23	1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.2mg 以下
24	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき	0.4mg 以下
25	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき	3mg 以下
26	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき	0.06mg 以下
27	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき	0.02mg 以下
28	テトラメチルチウラムジスルフィド	検液 1 リットルにつき	0.6mg 以下
29	2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -S-トリアジン	検液 1 リットルにつき	0.03mg 以下
30	S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート	検液 1 リットルにつき	0.2mg 以下
31	ベンゼン	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下
32	セレン又はその化合物	検液 1 リットルにつき	0.1mg 以下

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立て場所に排出しようとする金属を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令 (S48.2.17 総理府)による。

9. その他の留意事項

(1) 磁気探査

浚渫、杭打ち等海底に衝撃を与えたり、海底をかく乱する作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための磁気探査を行い、工事に着手するまでにその成果を提出してください。

磁気探査は、施工区域の外方20メートル程度余分に行うよう計画してください。以前の磁気探査結果資料があれば添付してください。

(2) 深浅測量

深浅測量については水路業務法による許可が必要となる場合があります。

(3) 海洋施設設置

ボーリング櫓などの海洋施設を設置する場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の2の規定に基づき、第八管区海上保安本部長あての「海洋施設設置届」を1ヶ月前迄に設置場所を管轄する海上保安部へ提出してください。

ただし、数時間で移動できるセップ台船や、陸地と連絡橋で繋がるものは対象外です。

(4) 曳航

特定港内において、曳船の船首から曳航物件(台船、ケーソン等)の後端までの長さが200メートルを超えて曳航する場合は、港則法施行規則第9条に基づき「えい航許可申請書」の提出が必要です。

(5) 保守管理

「工事等」に使用する資機材及び標識等の保守管理を十分行うとともに、万一の流出等不測の事故に備え、必ず所有者名又は記号等、識別できるものを記入しておいてください。

(6) 許可申請事項の変更

許可申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに、当該申請書の許可年月日、許可番号、変更内容及び変更理由書等を記載した「変更許可申請書」を「港長等」に提出してください。(ページ参照)

(7) 完了のお知らせ

「工事等」が完了したときは、設置した標識及び測量櫓等を撤去し、速やかに電話又はメール等で完了をお知らせください。

なお、必要に応じて写真等を添付してください。

(8) 許可申請書の携行

許可申請書は「工事等」の期間中、責任者が現場に保管しておいてください。

10. 敦賀港BCP 緊急確保航路等における

航路啓開作業許可申請書等共通安全対策書

1. 共通事項

- (1) 作業の現場責任者を定め、作業全般の事故防止等について監督させます。
- (2) 事前に作業内容について別紙「関係先一覧表」の海事関係者に周知し、所要の調整を図ります。
また、作業海域周辺の被災状況等に関する情報を収集・整理し、作業関係者に周知します。
- (3) あらかじめ緊急連絡先系統図及び避難場所・避難経路図を作成し、作業現場の分かりやすい場所に掲示します。
また、事故等の緊急事態が発生した場合は、緊急連絡系統図により速やかに関係機関に通報すると共に、応急処置を施します。
- (4) 作業の開始時と終了時には、敦賀海上保安部交通課に連絡します。
- (5) 作業中は発注者との連絡手段を常時確保し、連絡を密にします。
また、必要に応じて定時連絡等を設定するなどして作業船の現在位置を陸上関係者に連絡します。
- (6) 作業期間中は、気象・海象情報を毎日収集し、事前に状況把握を行って作業の実施判断を行います。
- (7) 原則として夜間作業は実施しません。
- (8) 作業中は、最新の気象・海象情報を入手できる体制を構築し、常に気象・海象の変化に留意し、次の基準に達した場合は作業を中止します。

また、地震情報や気象警報等の入手に努め、津波警報等が発表された場合は、速やかに沖合へ避難あるいは関係者を高台等の安全な場所に避難させます。

<作業中止基準>

	一般作業	潜水作業
風速	10 m/秒 以上	8 m/秒 以上
波高	1 m以上	0.5 m以上
視程	1 km以下	1 km以下
潮流	-	1 ノット/秒 以上
その他	敦賀港長から指示があった場合	

※作業中止基準以下であっても危険と判断される場合、現場責任者または船長、潜水士が危険と判断した場合には作業を中断・中止します。

- (9) 港内における作業中に敦賀港長から港則法第39条第3項及び第4項に基づく勧告・命令等の措置が講じられた場合は、これに従い安全

な場所へ避難します。

(10) 海事関係法令等は必ず遵守します。

また、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火及び形象物を掲げます。

(11) 作業船が作業現場等に夜間停泊する場合は、敦賀海上保安部と十分調整のうえ、安全な場所に停泊することとし、停泊灯を点灯するほか、他船の航行に支障を与えない照明で甲板等を間接照明します。

(12) クレーン台船等の作業船をアンカーで係止する場合は、アンカー位置にアンカーブイ（黄色、灯火（黄色光4秒1閃光））を設置し、アンカー位置を明示します。

(13) 作業員には救命胴衣、安全靴、安全帽、その他作業に必要な保護具の着用を義務付け、これを徹底させます。

(14) 資機材等が海面に落下しないよう所要の措置を講じます。

(15) 流出のおそれのある資機材には、所有者名及び連絡先を明記し、適切に管理します。

また、万一、資機材等が流出した場合には責任を持って回収します。

(16) 作業中における油膜類等の取り扱いについては、海上流出等を生じさせないように万全の注意を払います。

(17) 引火性危険物を取り扱う岸壁付近での作業に際しては、流出油等の有無について確認し、異常のないことを確認します。

(18) 作業員には作業内容と本共通安全対策を周知し、徹底させます。

(19) 作業内容を変更する必要がある場合は、敦賀港長に作業内容変更許可申請書を提出します。

(20) 本共通安全対策書は現場に携行します。

(21) 作業に際し、敦賀港長から安全対策に係る特別の指示があった場合はこれに従います。

(22) 事故・災害発生時においては、関係機関に速やかに連絡を行い、必要な措置を講じます。

作業員等が被災した場合は、応急措置を施した後、近隣の病院へ搬送を行います。

また、海上汚染に対しては必要な措置を講じた後、速やかに関係各所へ連絡を行い指示を仰ぎます。

(23) 作業中、接近船舶を認めた際は、拡声器等を使用して作業中である旨、周知するほか、再接近があった際は作業を一時中断します。

2. 測量作業

(1) 水路測量を実施する際は、作業船には測量中であることを示す横断幕または看板を掲げます。

- (2) 作業中は、専従の警戒員の配置、または警戒船を配備します。
- (3) 作業中、接近船舶を認めた際は、拡声器等を使用して測量中である旨、周知するほか、再接近があった際は作業を一時中断して避航します。
- (4) 複数の作業船を使用する場合には、担当海域を設定し、作業船間における連絡を密にして作業を実施します。

3. 潜水作業

- (1) 潜水作業に先立ち、潜水土の健康状態の確認、潜水機材の点検、整備を行います。
- (2) 作業船に海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を示す信号版を掲げます。
なお、岸壁から潜水作業を行う場合は、岸壁上に「潜水作業中」の横断幕を掲げます。
- (3) 作業中は、専従の警戒員及び警戒船を配備し、接近船舶を認めた際は、拡声器等を使用して潜水作業中である旨、周知するほか、再接近があった際は潜水土を安全な場所に退避させます。
- (4) 作業船（潜水土船）と専従の警戒員または警戒船とは、トランシーバー等により、また作業船（潜水土船）と潜水土は水中電話等により、常時連絡設定をします。
- (5) 事前に再圧治療が可能な病院を把握し、潜水病が発生した場合は速やかに搬送します。
- (6) 海中での作業は原則として二人以上で潜水作業を実施します。
- (7) 潜水土が潜航、浮上する場合は海底に固定したさがり綱を使用します。
- (8) 海中の滞在時間に応じて段階的に減圧を行います。
- (9) 複数の作業船を使用する場合には、担当海域を設定し、作業船間における連絡を密にして作業を実施します。

4. 障害物除去作業

- (1) 作業船団については作業船間における連絡体制を確立します。
- (2) 近接した海域において他の船団による作業が行われる場合には、他の船団との連絡設定を行い、必要な場合には作業の調整を図ります。
- (3) 作業中は、専従の警戒員及び警戒船（無線設備等）を配備し、接近船舶を認めた際は、拡声器等を使用して作業中である旨、周知するほか、再接近があった際は作業を一時中断します。
- (4) 揚収した障害物が運搬中に落下しないよう措置を講じるとともに、陸上にて適切に処分します。
- (5) 潜水作業を伴う場合は、前3項（潜水作業）の対策を講じます。

1 1. 申請書等の書式及び記載例

(1) 工事許可申請書及び記載例(岸壁改修工事編)

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇港長 殿

(「小浜港」・「和田港」・「内浦港」にあつては、
『敦賀海上保安部長(小浜海上保安署長)』宛)

申請者所属・氏名 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
〇〇建設株式会社〇〇支百
取締役支店長 〇〇〇〇

1 目的及び種類

「起重機船等による岸壁改修工事」

老朽した〇〇港〇〇岸壁を修復するためコンクリートケーソン等の現施設を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、ケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。

2 期間及び時間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間

(予備日 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)

日曜日を除く毎日〇時～〇時、ただし、陸上から施工する上部工は〇時～〇時の間に実施。

3 区域又は場所

〇〇港〇〇岸壁前海域(別添作業区域図のとおり)

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により固まれた海域

ア 〇〇港〇〇防波堤灯台から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

イ ア点から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

ウ イ点から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

エ ウ点から〇〇〇度、〇〇〇メートルの点

4 方法

別紙記載のとおり ※1

5 その他

別紙記載のとおり ※2

4 方法 ※1

(1) 工事・作業の概要

老朽化した岸壁(前面水深DL-〇〇m、延長〇〇mDL+〇m)を新設するため、ケーソン等を撤去し、新たに基礎部の地盤を改良して基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を築造するもので、地盤改良船、起重機船、ガット船等を使用して下部工及び上部工を施工するものです。

(2) 深浅測量工

測量船〇隻を陸上の作業員の誘導により東方から西方向に間隔〇〇m、速力約〇ノットで航走させ、音響測深機により現状水深を測量します。

なお、岸壁から〇〇m以内の側傍は、動力式小型船舶を使用してレッドにより測量します。

(3) 撤去工

陸上からクレーン車にて係船柱、防舷材、上部ブロックを撤去し、背後に仮置きした後、バックホーで土砂、コンクリート殻(小割り)を撤去のうえ、背後に仮置きします。

なお、アスファルトは分別して陸上処理場へ運搬処理します。

次に岸壁背後に仮置きした土砂等の撤去物を作業状況図のとおり配置したクレーン台船により底開式土運船(押船式、全長〇〇m)に積込み、〇〇埋立地まで運搬(〇隻/隻、延べ〇〇隻)し、埋立用材として投入します。

(作業状況図、土砂運搬経路図参照)

(4) ケーソン撤去工

起重機船を撤去状況図のとおり配置し、ケーソン〇〇函を吊り上げ撤去し、〇〇埋立地のケーソン仮置場へ吊り運搬し仮置きします。吊上げ時は潜水士〇名により玉掛け作業を行います。なお、運搬全長は〇〇mとし、警戒船〇隻を配備するほか、船舶交通が輻輳する時間帯は避けるとともに、〇〇海上保安部(署)等より通航船舶の情報を入手して運航調整を行います。

(ケーソン撤去状況図、ケーソン運搬・仮置作業図参照)

(5) 捨石撤去工

ガット船を作業図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石(約〇〇m³)を撤去し、〇〇埋立地に運搬(ガット船〇隻/隻、延べ〇隻)し、基礎石に流用するために投入します。

(6) 地盤改良工

サンドコンパクション(SCP)船〇隻を作業状況図のとおり配置し、北側から南側へ海底下〇〇mまで砂杭〇〇本打設します。砂は〇〇港からガット船により搬入(〇隻/目、延べ〇隻)し、ガットバージに瀨取り後、SCP船に供給します。

なお、地盤改良終了後、地盤改良状況を確認するため、セップ台船を使用して〇ヵ所でボーリング調査を実施し、全ての作業終了後に測量船〇隻で音響測深機による深浅測量を行います。

(杭打ち作業状況図、地質調査作業図、測量状況図)

(7) 盛上土撤去工

グラブ式浚渫船○隻を盛上土撤去作業図のとおり配置し、DL-○○mまで盛上土を撤去します。撤去土は底開式土運船(曳航式、全長○○m)により○埋立地へ運搬(土運船○隻/日、延べ○隻)し、埋立用材として投入します。

なお、別添のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。

(盛上土撤去作業図、運搬経路図参照)

(8) 捨石投入工

○○港からガット船により捨石を運搬(○隻/日、延べ○隻)して投入し、潜水士作業船を使用(○隻/日、延べ○隻)して潜水士により○○mに均して基礎を築造します。

(9) ケーソン据付工

○○埋立地に仮置中のケーソン○函をクレーン船により吊運搬し、据付図の要領のとおり所定の位置に据付けます。運搬時の全長は○○○mとして警戒船○隻を配備して延べ○○日間行います。

据付時は、潜水士○名により位置確認を行いながら実施し、据付後は、○○港からガット船で運搬(○隻/日、延べ○隻)した山土を中詰土として投入します。(ケーソン運搬及び据付状況図、中詰作業状況図参照)

(10) 上部工

陸上で製作した型枠をクレーン船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリート船により上部コンクリートを打設します。

○日間養生した後、陸上側から足場を掛けて作業員により型枠を撤去し、ガット船により背後に山土(約○○m³)を投入(○隻/日、延べ○隻)します。

(上部工作業状況図、深淺測量状況図)

(11) その他

陸上側からユニック車を使用し防舷材及び車止めを取付けた後、測量船○隻により作業海域の音響測深を行い、水深-○○mが確保されていることを確認するための管理測量を行います。

5 その他 ※2

(1) 標識

- ① 潜水作業中は作業船に国際信号書に定めるA旗を掲げます。
- ② 作業船に、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の形象物を掲げます。
- ③ 作業船が作業区域に夜間停泊する際は停泊灯を点灯するほか、他航行船舶に支障なく海域を直射しないようにして甲板等を間接照射します。
また、アンカーワイヤーの水深-○○mの位置には、灯浮標(○○○製、○型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離○km、灯高○m)を設置します。
- ④ ケーソン撤去及び据付時は、海面下のケーソン上部に○○m間隔で、標識

灯（〇〇〇製、〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇km、灯高〇m）を設置します。

- ⑤ 作業船のアンカーワイヤーの水深〇mの位置にアンカーブイ（黄色、玉型）を設置します。

（2）事故防止及び安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し事故防止に務めます。

- ② 工事作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼において、事故防止措置を徹底し、作業船に本事故防止措置の写し、作業マニュアル、作業船運航管理規程、社内の指示事項文書等を手渡して事故防止を徹底します。

また、工事作業の内容、ケーソン曳航計画等については、水先人会、船舶運航者、代理屈等の海事関係者へ事前に周知します。

- ③ 作業船の運航に当たっては、〇〇（株）〇〇〇〇が策定した「〇〇運航管理規程」に従い運航管理を行います。

運航管理者〇〇〇〇（〇〇歳、経験年数〇〇年）

- ④ 作業中は、〇〇（株）〇〇〇〇が策定した「警戒船管理運用要領」に基づき、警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対してVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

また、ケーソン吊り運搬作業時には、別途専従の警戒船〇隻を配備します。

- ⑤ 作業区域と隣接する〇〇岸壁は、大型船舶の入港があることから、施工期間中利用する〇〇海運（株）担当者と作業対応及び入出港船舶の調整等を行います。

なお、調整に係る作業船退避要領及び連絡責任者は別添のとおりです。

- ⑥ 撤去土砂の埋立地への投入に当たっては、発注者と協議し、埋立地施工管理者である〇〇（株）と調整のうえ、別添「土砂投入要領」に基づき土運船を運航して行います。

- ⑦ 施工に伴って発生する廃棄物及び油類等が海面に落下し流出しないように、瀬取り作業中は脱落防止シートを展張するほか、現場事務所にオイルフェンス〇〇m、油吸着材〇〇kg、油処理剤〇〇ℓを備え置きます。

- ⑧ 作業に当たっては、気象状況に留意し、気象警報又は次の何れかの基準に達する場合には作業を中止し、作業船を〇〇海域へ退避させます。

作業中止基準

一般作業の場合

風速〇m/s以上

波高〇m以上

視程〇km以下

潜水作業の場合

風速〇m/s以上

波高〇m以上

視程〇km以下

潮流〇ノット以上

その他、港長から指示があった場合

- ⑨ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに〇〇海上保安部（署）へ連絡し、指示を受けること

とします。

- ⑩ 今回の施工部は、〇〇年に築造された際、磁気探査及び床堀、土砂置換え工事を行なっており、爆発物の異常点は有りませんでした。
- ⑪ 埋立地の埋立用材に流用する土砂については、土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しております。
- ⑫ 工事許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑬ 作業員に救命胴衣・安全用具等の着装を義務づけ、作業前に着装状況を確認します。
- ⑭ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また工事完了次第、電話又はメール等で速やかに完了をお知らせします。

(3) 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

(4) 連絡先

〇〇建設(株) 〇〇作業所

現場責任者〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇 (昼間)

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇 (夜間)

(5) 添付資料

工事位置図、作業区域図(最大使用船舶の配置状況により決定すること。)

作業状況図(作業船係留図、運搬経路図、施工区域図、施工平面図、施工断面図等記載文書と関連させ、複雑な場合は色分けなどする。)

標識設置図、標識管理要領、標識の仕様、土砂投入要領書、工程表、使用船舶一覧、警戒業務管理者・専従警戒要員等一覧、緊急連絡系統図、施工体制等協力業者一覧、土砂溶出検査結果等

(2) 作業許可申請書及び記載例 (深淺測量、潜水調査 編)

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇港長 殿

(「小浜港」・「和田港」・「内浦港」にあつては、
『敦賀海上保安部長 (小浜海上保安署長)』 宛

申請者所属・氏名 住所 〇〇市〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇建設株式会社〇〇支店
取締役支店長 〇〇〇〇

1 目的及び種類

「作業船による深淺測量及び潜水調査作業」

〇〇港〇〇岸壁築造工事の事前調査を目的とした音響測深機による深淺測量
及び潜水調査

2 期間及び時間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間

(予備日 〇月〇日～〇月〇日)

作業時間 日出から日没までの間

3 区域又は場所

〇〇港〇〇岸壁前面海域

4 方法

別紙記載のとおり ※1

5 その他

別紙記載のとおり ※2

4 方法 ※1

(1) 深浅測量

測量区域の内、護岸法線から〇〇m以内の区域は、測量船上からレッドで測量し、〇〇m沖側の区域は、測量船搭載の音響測深機にて測量します。

測量船は、白船に搭載のGPSにより測量点に船位し〇〇m間隔で、護岸法線に対して直角方向に沖側から〇m毎の水深を測量します(測量区域図参照)。

(注:測量区域、測線、測量点を図示すること。)

(2) 潜水調査

護岸から〇〇m以内の調査区域を赤旗で、明示し、潜水作業船(潜水土〇名)を使用して、護岸の水面下の状態、海底堆積物の状況等を目視調査し、工事施工上の障害物等があれば、適宜写真撮影をします(調査区域図参照)。

(注:調査区域、赤旗設置位置等を図示すること。)

5 その他 ※2

(1) 標識

潜水作業中の作業船に、国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。

(注:岸壁から潜水作業の場合、「潜水作業中」の横断幕を掲示すること。)

(2) 安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し、事故防止を図ります。
- ② 潜水作業中は専従警戒要員が乗船する警戒船〇隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名〇〇〇〇

業務講習受講番号 第〇〇号(〇年〇月〇日)

- ③ 測量作業中は見張りを厳重にし、他船の通航に支障がある場合は、作業を一時中止し退避します。
- ④ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

作業中止基準

一般作業の場合
 風速〇m/s以上
 波高〇m以上
 視程〇km以下

潜水作業の場合
 風速〇m/s以上
 波高〇m以上
 視程〇km以下
 潮流〇ノット以上

その他、港長から指示があった場合

- ⑤ 潜水作業は、潮流〇ノット以下の時に実施します。
- ⑥ 作業船と潜水土との連絡方法としては、水中電話を使用します。
- ⑦ 隣接する〇〇岸壁の管理者(〇〇会社)とは、作業の実施について調整済みです。また、隣接工事施工者(〇〇会社)とは、作業区域が一部重複するため、当社の作業実施日には、隣接工事施工者が作業を中止することで調整

済みです。(注:関係先との調整結果を具体的に記載すること。)

- ⑧ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急、連絡先系統図」により、速やかに〇〇海上保安部(署)へ連絡し、指示を受けることとします。
- ⑨ 潜水事故発生時の緊急時は、〇〇病院へ搬送し、医師による診断の結果、再圧治療を必要とする場合には、医師の指示する病院又は再圧室が設置されている〇〇病院へ搬送します。
- ⑩ 作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑪ 作業員に救命胴衣・安全用具等の着装を義務づけ、作業前に着装状況を確認します。
- ⑫ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また、工事完了次第、電話又はメール等で速やかに完了をお知らせします。

(3) 緊急連絡系統

別添「緊急連絡系統図」のとおり

(4) 連絡先

〇〇建設(株) 〇〇作業所

現場責任者 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇 (昼間)

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇 (夜間)

(5) 添付資料

位置図、作業区域図(調査区域等明示)、作業状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧、施工体制図等の協力業者一覧

(3) 作業許可申請書及び記載例(ボーリング作業 編)

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇港長 殿

(「小浜港」・「和田港」・「内浦港」にあつては、
『敦賀海上保安部長 (小浜海上保安署長)』 宛

申請者所属・氏名 住所 〇〇市〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇建設株式会社〇〇支店
取締役支店長 〇〇〇〇

1 目的及び種類

「海上ボーリング作業」

〇〇港〇〇岸壁築造工事の事前調査を目的としたボーリング櫓設置による地質調査。

2 期間及び時間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間

(予備日 〇月〇日～〇月〇日)

作業時間日出から日没までの間

3 区域又は場所

〇〇港〇〇岸壁前面海域

〇〇港〇〇防波堤〇〇灯台から〇〇度〇〇mのボーリング地点を中心とした半径〇〇mの円内海域(位置図参照)

4 方法

別紙のとおり ※1

5 その他

別紙のとおり ※2

4 方法 ※1

- (1) 陸上で組み立てたボーリング櫓を〇〇港〇〇岸壁にて起重機船により積み込み同船により現場海域まで吊り運搬します(曳航全長〇〇m)。
- (2) 陸上基点からボーリング位置を測量し、起重機船により設置します。
- (3) ボーリング櫓上から海底下〇〇mまで掘削し、土質サンプルを採取します。
- (4) ボーリング櫓は、作業終了次第、直ちに起重機船により撤去し、搬出した岸壁へ陸揚げします。

5 その他 ※2

(1) 標識

- ① 起重機船による作業時、同船の投錨位置には檜色玉ブイを設置します。
- ② ボーリング櫓の四隅には標識灯(〇〇製、〇型、灯色黄色、4秒1閃光、光達距離〇km)を設置し、ボーリング三脚の頂部には赤旗を掲揚します。

(2) 安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置のうえ作業全般を監督し、事故防止を図ります。
- ② ボーリング櫓設置及び撤去作業中は、警戒船〇隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。

専従警戒要員 氏名〇〇〇〇

業務講習受講番号 第〇〇号(〇年〇月〇日)

- ③ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。

作業中止基準

風速〇m/s以上

波高〇m以上

視程〇km以下

その他、港長から指示があった場合

- ④ 台風接近又は風速〇〇m以上、波高〇m以上の荒天が予想される場合には、事前にボーリング櫓を撤去し、〇〇岸壁へ陸揚げします。
- ⑤ 近くの海域を通航する船舶に対しては、別添リーフレットを作成し、別添関係先へ周知することとします。
- ⑥ 事故発生等の緊急時には、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡先系統図」により、速やかに〇〇海上保安部(署)へ連絡し指示を受けることとします。
- ⑦ 磁気探査は、〇年〇月〇日に実施しており、異常がなかったことを〇〇港長へ報告しています。
- ⑧ ボーリング作業中は、櫓上にブルーシートを養生し、回収缶を備え置いて作業に伴って発生する汚泥、油、廃棄物等は全て回収のうえ、陸上にて適正処理します。また、万一、油が流出した場合に備えてボーリング台船の周囲には汚濁防止膜を設置します。

- ⑨ 海洋施設設置届は、○月○日、○○海上保安部(署)へ提出済みです。
 - ⑩ 作業許可書又は写しを現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
 - ⑪ 作業員に救命胴衣・安全用具等の着装を義務づけ、作業前に着装状況を確認します。
 - ⑫ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。また、工事完了次第、速やかに完了のお知らせを提出します。
- (3) 緊急連絡系統
別添「緊急連絡系統図」のとおり
- (4) 連絡先
○○建設附敦賀支店
現場責任者 ○○○○
TEL ○○○-○○○○-○○○ (昼間)
TEL ○○○-○○○○-○○○ (夜間)
- (5) 添付書類
位置図、作業状況図、施設の状況図、緊急連絡系統図、使用船舶一覧、施工体制図等の協力業者一覧の写し等

(4) 変更許可申請書及び記載例(期間変更及び作業方法追加 編)
第9号様式

(工事・作業又は行事) 内容変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇港長 殿

(「小浜港」・「和田港」・「内浦港」にあつては、
『敦賀海上保安部長 (小浜海上保安署長)』 宛

申請者所属・氏名 住所 〇〇市〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇建設株式会社〇〇支店
取締役支店長 〇〇〇〇

1 許可事項

- (1) 許可年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
許可番号 〇〇港長 第〇〇号
(「小浜港」・「和田港」・「内浦港」にあつては、
『敦賀海上保安部長 (小浜海上保安署長)』
- (2) 件名 〇〇港〇〇における浚渫作業
- (3) 変更経歴 なし

2 変更内容

- (1) 作業期間の変更
変更前：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで (日出～日没)
(実作業日：〇〇日、予備日：〇〇日)
変更後：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで (日出～日没)
(実作業日：〇〇日、予備日：〇〇日)
- (2) 作業方法の追加
グラブ浚渫後の深淺測量の追加。
詳細は「〇〇ページ、〇〇」のとおり

- 3 変更理由 海上荒天が予想され、作業船の安全を確保するため。
また、作業後の事後測量を実施するため。

4 その他必須事項

- (1) 工程表については「〇〇ページ、〇〇」のとおり
(2) 追加作業における安全対策については「〇〇ページ、〇〇」のとおり

(5) 大規模地震等災害時における作業許可申請の簡素化及び記載例
第9号様式

作業許可申請書（敦賀港における航路啓開作業） 敦賀港 BCP 版

〇〇年〇〇月〇〇日

敦賀港長 殿

申請者所属・氏名 住所 〇〇市〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇建設株式会社〇〇支店
取締役支店長 〇〇〇〇

※記入方法：() 内の該当するものに○を付け（複数可）、下線部分を記入してください

1 種類

(測量作業 ・ 潜水作業 ・ 障害物除去作業)

2 目的

航路啓開 (海底の調査 ・ 障害物の調査 ・ 障害物撤去 ・
撤去後の確認 ・ 深浅測量)

3 期間及び時間

期間：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間

時間：日出～日没

※作業が完了した際は、敦賀海上保安部交通課に連絡します

4 区域又は場所<別紙の作業位置図に記入し、区域図（作業に必要な海域がわかるもの）を添付してください>
別紙のとおり

5 作業方法<該当する方法の□にレ点を記入し、例示したものと異なる事項がある場合は補足欄にへ記入してください>

測量：測量船により、音響測深を行う。

潜水作業：潜水士2名（フーカー式 ・ スクーバ式）により
（潜水調査 ・ 玉掛け作業）を行う。

クレーン作業：（スバッド ・ アンカー）固定した
クレーン船により、吊り上げ等の作業を行う。

<補足欄>

〇〇岸壁の前面に沈んでいるコンテナを回収し、同岸壁に陸揚げする。

6 危険予防の措置<該当する方法の□にレ点を記入してください>

「敦賀港 BCP 緊急確保航路等における航路啓開作業許可申請等共通安全対策書」に従い措置を講ずる。

<その他安全対策>

- 作業船に専従の警戒員を乗船させる
- 専従の警戒船（ 隻）を配置する
- なし

7 使用船舶<下記事項に同意のうえ□にレ点を記入し、作業船リストの添付又は表へ記入してください>
別紙のとおり

- 使用船舶の船舶検査及び操船者の海技免状等が有効であることを確認し
使用します

8 連絡先

(1) 申請担当者

氏名：○○ ○○

連絡先：090-****-****

(2) 作業責任者

氏名：△△ △△

連絡先：080-****-****

9 備考

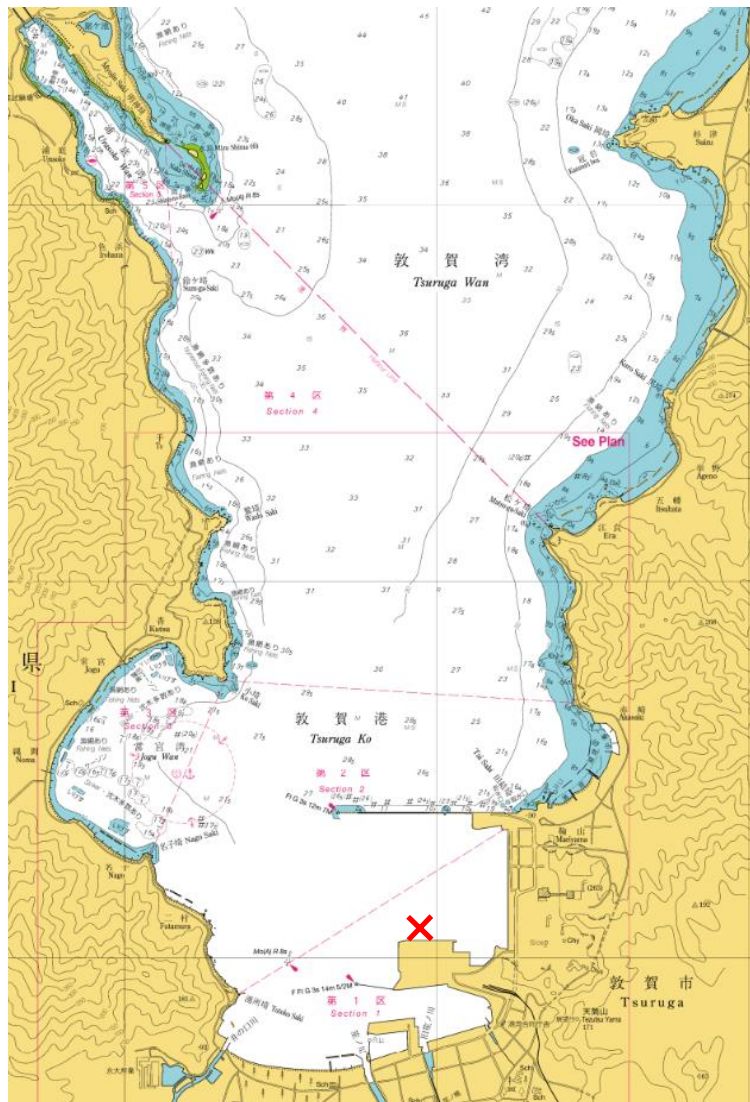
(1) 使用船舶リスト

船名	船種	用途	船舶番号等	長さ又は トン数	出港地	連絡先
○丸	小型船舶	作業船	***-***	5.4 t	敦賀	090-****-****
□号	起重機船	作業船	-	60m	福井	080-****-****

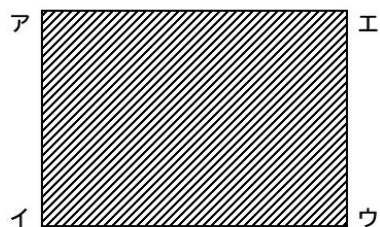
(2) 操船者リスト

操船者氏名	船名	海技免状の種類	有効期限
○○ ○○	○丸	一級小型	○○年○○月○○日
△△ △△	□号	-	-

(3) 作業位置図 ※以下の海図へおおよその作業位置を×印で記入してください



(4) 区域図



敦賀港鞠山南A岸壁

北緯・東経

ア: 35-**-** 136-**-**

イ: 35-**-** 136-**-**

ウ: 35-**-** 136-**-**

エ: 35-**-** 136-**-**

第4 行 事

1. 根 拠

港則法第32条(行事の許可)

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2. 用語の解説

- (1)「その他の行事」とは、法に例示されている端艇競争の他、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には一定の計画の下に統一された意思に従って多数の者が参加して行われる社会的な活動をいいます。
- (2)「行事しようとする者」とは、行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督を行うものをいいます。

3. 行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また、参加する船艇等が少数であっても水域を占有したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。

4. 行事の対象とならないもの

船舶交通に与える影響が極めて小さい行事については許可を受けることを要しません。ただし、当該行事が許可の必要なものかどうか不明な場合は、当該行事の概要を事前に「港長等」に問合せ下さい。

5. 申請の対象とならないもの

船内において行われる納涼大会等は、水域を占有したり、船舶が隊列を形成する等航路や当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、他の船舶に影響を及ぼさないので行事には該当しません。

6. その他

令和3年1月1日から申請書の様式が変更され、押印が不要となりました。

7. 罰則

「特定港」において、許可を得ないで、行事を行なった者は、30万円以下の罰金又は科料に処せられます。

第5 行事許可申請

1. 様式

第9号様式

工事、作業、行事の様式が共通となっていますので、表題は「行事許可申請書」と記載してください。

2. 申請が必要となる港

敦賀海上保安部管内(福井県)で申請が必要となる港は、敦賀港、福井港の2港になります

3. 提出部数

申請書は、所定の様式(A4縦版)により1部提出してください。

4. 提出時期

行事の内容にも拠りますが、船舶交通に影響を与える場合には船舶航行の制限を必要とする場合がありますので、工事・作業許可申請と同様に、原則として行事实施日の1ヶ月前に提出して下さい。

5. 提出先等

(1) 提出先

港名	申請書の宛名	提出先
敦賀港(特定港)	敦賀港長	敦賀海上保安部
福井港(特定港)	福井港長	福井海上保安署

(2) 事務取扱窓口

敦賀海上保安部交通課 〒914-0079 福井県敦賀市港町7の15 敦賀港湾合同庁舎 TEL 0770-22-4179 (FAX 同)
福井海上保安署 〒913-0032 福井県坂井市三国町山岸第50号2番地2 TEL 0776-82-4999 (FAX 0776-82-5321)

6. 申請書作成時の留意事項

船舶交通の安全に及ぼす影響等が最小となるよう次の事項等に留意して計画してください。

- ア なるべく交通量が少なく、行事が安全に行なわれる場所を選ぶこと。
- イ 秩序ある行動がとれる体制があること。
- ウ 船舶の定員超過等その他法令に違反する恐れがないこと。
- エ 船舶に誤解を与えるような信号旗の掲揚等を行なわないこと。
- オ 利害関係者の意見を調整しておくこと。

7. 申請書の記入要領

(1) 申請義務者

申請者は行事をしようとする者を言います。つまり、実施責任者として全般を指揮監督する者です。

(2) 目的及び種類

行事の種類、目的等を具体的に記載して下さい。

記載例

(例) ○○を目的とした端艇・ボート競争、祭礼、パレード、海上訓練、水上花火大会、遠泳訓練、ダイビング講習、海上デモ等

(3) 期間及び時間

海上及び船舶に影響のある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記して下さい。

記載例

(例) ○年○月○日○時○分～○時○分までの間
(予備日 ○月○日～○月○日)

(4) 区域又は場所

ア 海図に表示しである灯台、又は著名な物標から方位・距離及び緯度・経度を記入して下さい。

イ 基点として灯台を用いる場合は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されている名称を用いて下さい。

ウ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付して下さい。

記載例

(例) ○○灯台から○○度○○mの点を中心とする半径○○mの円内海域

(5) 方法

- ア 行事の種類に応じた実施方法、実施内容を具体的に記載する。
- イ 計画書又は実施要領等を作成した場合はこれを添付する。
- ウ 参加人員、参加船艇(船名、要目等)を明確にする。
- エ 次のような場合は、図面を作成する。
 - ・ 行事の方法が船舶交通に支障をきたすと思われるもの。
 - ・ パレードを実施する場合の船隊構成及び航走経路。
 - ・ 端艇競争を実施する場合のコース設定。
 - ・ 水上花火大会における危険範囲。

(6) その他

ア 標識

実施海域に設定する標識及び参加船艇の識別標識等について記載してください。

記載例

- (1) レース1時間前にスタート地点と回航地点に別添配置図のとおり、マークブイ(○cm×○cmの○色フロート○個○○と表示)を入れ、アンカーにより固定します。
- (2) 参加艇は○色会員旗を掲げます。

イ 事故防止及び安全対策

行事の種類、規模等に応じ、次の点に留意して記載する。

- ・ 船舶交通に対する事故防止対策及び警戒措置等
- ・ 行事参加者の危険予防措置及び連絡体制
- ・ 事故発生時の対策及び連絡体制
- ・ 海域利用者への周知状況
- ・ 中止基準(風速、波高、視程等)
- ・ 行事の中止、変更等に対する措置
- ・ 工事等作業員に対する安全対策(救命胴衣、安全用具の着装等)

記載例

- ・ 地元漁業協同組合等海域利用者には行事内容を説明し、調整済みです。
- ・ 参加者には救命胴衣を着用させます。
- ・ 警戒船において周囲の状況を把握し、他の船舶が接近する場合は拡声器や汽笛で注意喚起します。
- ・ 当日午前○時の気象情報により実施の可否を決定します。また、中止基準は下記のとおり。
- ・ 中止基準 風速○m/秒以上、波高○m以上、視界○km以下の場合
港長から指示があった場合

ウ 緊急連絡系統

事故発生等の緊急時における関係先連絡系統を記載してください。

なお、各保安部署に対する連絡については、次により記載をお願いします。

海上保安部署	通常時	緊急時
敦賀海上保安部	0770-22-4179	0770-22-0191 又は 118 番
福井海上保安署	0776-82-4999	0770-82-4999 又は 118 番

※ 緊急時の「118 番」は、第八管区海上保安本部へ、夜間の福井海上保安署への架電は、敦賀海上保安部へ転送されます。

エ 連絡先

行事の実施責任者と、参加者等の氏名、連絡先電話番号等を明記し、夜間連絡先も記載してください。

8. 申請書の添付書類

- ① 実施位置図
- ② 行事区域図
- ③ 参加人員、参加船艇(船名、要目等)一覧表
※遠泳訓練、競技等の場合は、参加者の氏名、年齢、性別等記載の名簿
- ④ 船隊構成及び航走経路等
- ⑤ 周知用パンフレット

9. 申請書等の書式及び記載例

行事許可申請書及び記載例(ヨットレース編)

第9号様式

(~~工事・作業又は行事~~) 許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇港長 殿

申請者所属・氏名 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
実施責任者 〇〇〇〇

1 目的及び種類

「ヨットレース」

帆走操船技術の向上及び会員相互の親睦を目的としたクルーザー型ヨットによるレース。

(参加予定隻数約〇隻)

2 期間及び時間

〇年〇月〇日午前〇時〇分から〇時〇分までの間

(予備日 〇年〇月〇日)

3 区域又は場所

〇〇灯台から〇〇〇度約〇〇mの地点を中心とする半径約〇〇mの円内海域

(別図参照)

4 方法

別紙記載のとおり ※1

5 その他

別紙記載のとおり ※2

4 方法 ※1

- (1) レースに先立ち、作業船を使用してスタート地点と風上側の回航地点にマークブイ各○基を○○kgアンカーにより設置します。
- (2) 参加艇はレース開始の○○分前までにスタート地点海域へ集結します。
- (3) 参加艇は本部艇のスタート旗と汽笛による合図により、本部艇とスタート地点のマークブイを見通したスタートラインから同時にスタートし、回航地点とスタート地点のマークブイの外側を反時計回りに○往復半帆走し、全参加艇がゴールライン(スタートラインと同じ)を通過した時点で終了とします。
- (4) レース終了後、マークブイは作業船により引揚げ撤去し、各艇はそれぞれの定係地へ帰港します。

5 その他 ※2

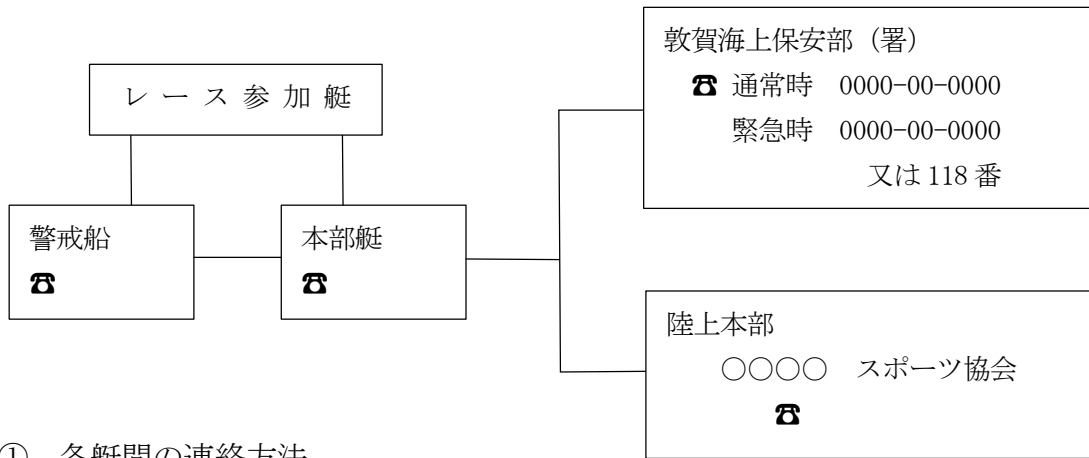
(1) 標識

- ① スタート地点と回航地点にマークブイ各○基を設置し、ブイには所有者名及び連絡先を明記する。
- ② レース参加艇にはクラブ旗、レース旗を掲揚する。

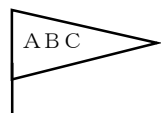
(2) 安全対策

- ① レース実施海域の本部艇には現場責任者○○○○を配置し、事故防止等の指揮監督に当たります。(現場責任者所在場所及び連絡方法を明記)
- ② レース実施中、別表の警戒船をレース海域周辺に配備し、接近船舶に対しては赤旗、拡声器等により注意喚起するとともに、海中転落者及び航行不能艇等の救助に当たります。
- ③ 本部艇と警戒船は、トランシーパーにより常時連絡体制を確保します。
- ④ 気象・海象に注意し、気象警報(風、波等)が発令された場合及び次の基準に達した場合、又は同基準が予想される場合には行事を中止します。
風速○○m/秒以上、波高○m以上、視程○km以下
その他、港長から指示があった場合
- ⑤ 参加者全員に救命胴衣を着用させます。
- ⑥ 事故発生等、緊急時は直ちに応急処置を講ずるとともに、別添「緊急時の連絡体制」により、海上保安部(署)等へ速やかに報告します。
- ⑦ レースの中止、終了時は速やかに海上保安部(署)へ電話等で報告します。
- ⑧ 同日、隣接海域でヨットレースを実施する○○ヨットクラブと協議し、行事海域が重複しないように調整済みです。

(3) 緊急連絡系統



- ① 各艇間の連絡方法
 視覚信号、口頭、トランシーバー、携帯電話
 業務無線 (○○○MH z)
 アマチュア無線 (○○○MH z)
- ② クラブ旗、レース旗



(4) 使用船舶一覧

使用目的	船名	所有者	総トン数 馬 力	用途	乗組員	専 従 警 戒要員	船舶検査 済票番号	船舶検査 証書の有 効期限	船長の 氏 名	海技免状 の種類・ 有効期限	連絡手段
本部艇			ト PS		名	名					
警戒船			ト PS		名	名					
警戒船			ト PS		名	名					

ヨットレース参加艇の隻数及び参加人員は、確定後、その一覧表を送付します。

(5) 連絡先

- 実施本部(責任者名、電話番号)
- 参加艇等(船名、責任者名、電話番号)

(6) 添付資料

位置図、区域図、参加人員、参加船艇一覧表、タイムスケジュール表、マークブイの状況図など

第6 船舶交通の制限等

1. 根拠

港則法第39条(船舶交通の制限等)

- 1 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。
- 2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。
- 3 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第42条の8の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2. 制限の内容及び周知

- (1) 港内において、船舶の安全を阻害するような事態が生じた場合に、港長が一般船舶に対して船舶交通の制限を行うことにより、船舶交通の安全を確保しようとするもので、一般的には航路や船舶交通の車両鞍海域で大規模な工事等が行われる場合に、港長公示により航泊禁止、航行制限等の措置をとっています。
- (2) 制限を行う場合は、船舶交通の安全上必要がある場合に限られており、その期間、区域等も必要最小限に留められています。
- (3) 制限等を行った場合は、法第39条第2項に基づき公示し、港長事務所での掲示、八管区水路通報への掲載及び漁協・マリーナ等の海事関係団体へ通知しています。
- (4) 法第39条第3項は、海難が発生した場合で、引火性危険物の流出、船舶の沈没等により、一般船舶の航行が危険であると判断した場合に航行制限等を行うもので、急を要する場合は海難現場において巡視船艇等で交通整理を行うほか、無線電話等により港長公示の内容を放送して、関係船舶へ周知します。
なお、重油、潤滑油等の油が流出し除去作業を行っている場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の2に基づき、各海上保安部署長が同様に巡視船艇等により一般船舶に対して当該海域からの退去、進入の中止等の航行制限を行う場合があります。

3. 航泊禁止区域内の航行

港則法第39条に基づき船舶の交通を制限された区域（航泊禁止区域）内で、船舶を航行させるためには、許可が必要となります。

4. 罰則

「航泊禁止区域内」において、許可を得ないで船舶を航行させた者は、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

第7 航泊禁止区域内航行許可申請

1. 様式

当該航泊禁止区域内で航行する船舶等に係る内容を記載例により作成してください。

2. 申請が必要となる区域

敦賀海上保安部管内（福井県）で申請が必要となる区域は、敦賀港、福井港、小浜港、和田港及び内浦港の5港において、港長公示により航泊禁止、航行制限等の措置がとられた区域（航泊禁止区域）です。

同措置がとられた区域、期間等詳細については、最寄りの海上保安部（署）にお問い、合せてください。

3. 提出部数

申請書は、別様式（A4縦版）により1部提出して下さい。

4. 提出時期

工事・作業許可申請と同様に、原則として実施日の1ヶ月前に提出してください

5. 提出先等

(1) 提出先

港名	申請書の宛名	提出先
敦賀港（特定港）	敦賀港長	敦賀海上保安部
福井港（特定港）	福井港長	福井海上保安署
小浜港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署
和田港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署
内浦港	敦賀海上保安部長	小浜海上保安署

(2) 事務取扱窓口

敦賀海上保安部交通課 〒914-0079 福井県敦賀市港町7の15 敦賀港湾合同庁舎 TEL 0770-22-4179 (FAX 同)
福井海上保安署 〒913-0032 福井県坂井市三国町山岸第50号2番地2 TEL 0776-82-4999 (FAX 0776-82-5321)

小浜海上保安署

〒914-0032 福井県小浜市川崎1丁目3の1

TEL 0770-52-0494 (FAX 同)

6. 申請書作成時の留意事項

船舶交通の安全に及ぼす影響等が最小となるよう次の事項等に留意して計画してください。

- ア 海水浴場等の遊泳者が存在するような場所にあつては、接触事故等、人に危害を与えることの無いよう、事前周知の徹底、厳重な見張りの励行を遵守すること。
- イ 秩序ある行動がとれる体制があること。
- ウ 船舶の定員超過等その他法令に違反する恐れがないこと。
- エ 船舶に誤解を与えるような信号旗の掲揚等は行なわないこと。
- オ 利害関係者の意見を調整しておくこと。

7. 申請書の記入要領

(1) 申請義務者

申請者は、航泊禁止区域内で船舶を航行させようとする者、つまり実施責任者として全般を指揮監督する者です。

(2) 目的

行事の種類、目的等を具体的に記載して下さい。

記載例

(例) ○○を目的とした海上訓練、水上花火大会、遠泳訓練等

(3) 港長公示番号・日付

航泊禁止区域に関する公示は、八管区水路通報への掲載及び漁協マリナー等の海事関係団体に通知していますので、掲示されている公示内容を確認していただくか、港長事務所（最寄りの海上保安部署）にお問い合わせください。

記載例

(例) 敦賀海上保安部長公示第○号
(○年○月○日付)

(4) 航行しようとする場所

- ア 海図に表示しである灯台、又は著名な物標から方位・距離及び緯度・経度を記入してください。
- イ 基点として灯台を用いる場合は、灯台表(海上保安庁発行)に記載されてい

る名称を用いてください。

ウ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付してください。

記載例

(例) ○○灯台から○○度○○m海上を中心とする半径○○mの円内海域
(別添「実施位置図」及び「航行経路図」のとおり)

(5) 航行日時

航泊禁止区域内で実際に船舶を航行する日時を記載し、予備日の設定があればその旨も明記して下さい。

記載例

(例) ○年○月○日○時○分～○月○日○時○分
(予備日 ○月○日～○月○日)

(6) 船名・用途

航泊禁止区域内で航行する船舶の船名及び用途を明記してください。

記載例

(例) 船名○○丸用途小型兼用船

(7) 総トン数・馬力

航泊禁止区域内で航行する船舶の総トン数及び船舶の長さを明記してください。

記載例

(例) 総トン数○.○トン 馬力○○PS

(8) 船舶所有者

航泊禁止区域内で航行する船舶の船舶所有者名を明記してください。

記載例

(例) ○○○○株式会社 又は 個人名

(9) 船長名・乗組員数

航泊禁止区域内で航行する船舶の船長名及び乗組員数を明記してください。

記載例

(例) 船長名○○○○ 乗組員数○名

(10) 連絡手段

航泊禁止区域内で航行する船舶に乗船する者及び現場責任者等の連絡手段として携行する携帯電話の番号等を明記してください。

記載例

(例) 現場責任者〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
船長〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(11) 作業内容・方法

- ア 実施内容を具体的に記載してください。
- イ 計画書又実施要領等を作成した場合はこれを添付してください。
- ウ 船舶の航行経路を明記した図面を添付してください。
- エ 水上花火大会にあつては、危険範囲(保安距離)を明記した図面を添付してください。

(12) 事故防止措置等

行事の種類、規模等に応じ、次の点に留意して記載してください。

- ・船舶交通に対する事故防止対策及び警戒措置等
- ・行事参加者の危険予防措置及び連絡体制
- ・事故発生時の対策及び連絡体制
- ・海域利用者への周知状況
- ・中止基準(風速、波高、視程等)
- ・行事の中止、変更等に対する措置

記載例

- ・地元漁業協同組合等海域利用者には行事内容を説明し、調整済みです。
- ・乗船者には救命胴衣を着用させます。
- ・警戒船において周囲の状況を把握し、他の船舶が接近する場合は拡声器や汽笛で注意喚起します。
- ・当日午前〇時の気象情報により実施の可否を決定します。
- ・中止基準 風速〇m/秒以上、波高〇m以上、視程〇km以下の場合
港長から指示があった場合

事故発生等の緊急時における関係先連絡系統を記載してください。

なお、各保安部署に対する連絡については、次により記載をお願いします。

海上保安部署	通常時	緊急時
敦賀海上保安部	0770-22-4179	0770-22-0191 又は 118 番
小浜海上保安署	0770-52-0494	0770-52-0494 又は 118 番
福井海上保安署	0776-82-4999	0776-82-4999 又は 118 番

※ 緊急時の「118番」は、第八管区海上保安本部へ、夜間の小浜、福井海上保安署への架電は、敦賀海上保安部へそれぞれ転送されます。

(13) 連絡先

行事の実施責任者と、参加者等の氏名、連絡先電話番号等を明記し、夜間連絡先も記載してください。

8. 申請書の添付書類

- ① 実施位置図
- ② 航行経路図
- ③ 船隊構成
- ④ 参加人員、参加船艇（船名、要目等）一覧表 } (複数の船艇を航行させる場合)
- ⑤ 航行船舶の船舶検査証書の写し
- ⑥ 航行船舶操船者の海技免状の写し
- ⑦ 周知用パンフレット
- ⑧ 他機関の許可書の写し（遊泳者保護区域船舶航行許可証等）

9. 申請書等の書式及び記載例

航泊禁止区域内航行許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇港長 殿

申請者所属・氏名 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
 〇〇県立〇〇高等学校
 学校長 〇〇〇〇

目 的	〇〇年度 〇〇高等学校 遠泳訓練	
港長公示番号・日付	〇〇港長（部長）公示 第 〇 号 （〇〇年〇月〇日付）	
航行しようとする場所 （図面添付）	〇〇海水浴場沖 航泊禁止区域内 〇〇灯台から〇〇度〇〇m海上を中心とする半径〇〇m円 内海域（別添「実施位置図」及び「航行経路図」のとおり）	
航 行 日 時	〇年〇月〇日〇時〇分～〇月〇日〇時〇分 （予備日 〇年〇月〇日～〇月〇日）	
船 名 ・ 用 途	船名 別紙記載のとおり※1	用途 別紙記載のとおり※1
総トン数・馬力	別紙記載のとおり※1 トン	別紙記載のとおり※1 PS
船 舶 所 有 者	別紙記載のとおり※1	
船長名・乗組員数	氏名 別紙記載のとおり※1	別紙記載のとおり※1 名
連 絡 手 段	別紙記載のとおり※1	
作 業 内 容 ・ 方 法	別紙記載のとおり※2	
事 故 防 止 措 置 等	別紙記載のとおり※3	

船名・用途等 ※1

使用目的	船名	所有者	総トン数 馬力	用途	乗組員	専従警 戒要員	船舶検査 済票番号	船舶検査 証書の有 効期限	船長の 氏名	海技免状 の種類・ 有効期限	連絡手段
指揮船 (動力船)	〇〇丸	〇〇〇〇	〇〇ト 〇〇PS	小型遊漁 兼用船	〇名	〇名	000- 00000	00. 00.00	〇〇〇〇	〇〇〇〇 00.00.00	無線機 携帯電話
警戒船 (動力船)	△△丸	〇〇〇〇	〇〇ト 〇〇PS	小型兼 用船	〇名	〇名	000- 00000	00. 00.00	〇〇〇〇	〇〇〇〇 00.00.00	無線機 携帯電話
警戒船 (手漕ぎ ボート)	〇〇	〇〇〇〇	〇〇ト 〇〇PS		〇名	〇名					無線機 携帯電話

作業内容・方法 ※2

- ① 〇〇県立〇〇高等学校の学生〇〇名が遠泳を行い、監視・警戒のため教職員〇名が乗船する動力船〇隻及び手漕ぎボート〇隻を伴って遠泳訓練を実施します。
- ② 指揮船は、訓練全体が把握できる海域に配置します。
- ③ 警戒船は、動力船〇隻・手漕ぎボート〇隻で、遠泳を行っている学生の隊列の先頭及び最後尾に配置し伴走します。

事故防止措置等 ※3

(1) 安全対策

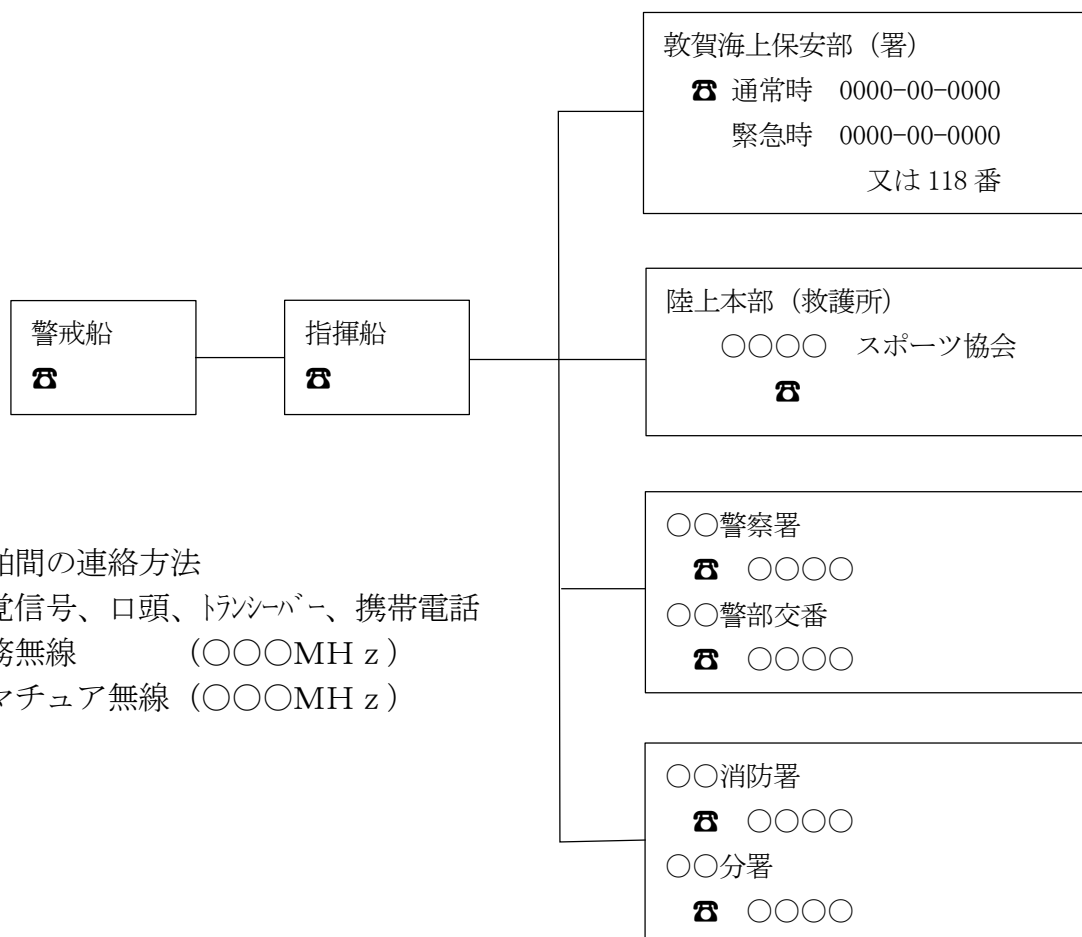
- ① 地元漁漁業協同組合等海域利用者には訓練内容を説明し、調整済みです。また、訓練当日においても、海域利用者に対して、海水浴場に設置の場内スピーカー等を活用し事前周知します。
- ② 指揮船（動力船）に現場責任者〇〇〇〇を配置し、事故防止等の指揮監督に当たります。
- ③ 警戒船（動力船・手漕ぎボート）を海域周辺（遠泳の隊列の前後）に配備し、接近船舶及び付近遊泳者に対して赤旗、拡声器等により注意喚起するとともに、同船に救命浮環等の救命用具を装備し、体調不良者及び負傷者等の救助に当たります。
- ④ 指揮船、警戒船及び陸上本部は、無線機（トランシーバー）により常時連絡体制を確保します。
- ⑤ 気象・海象に注意し、気象警報（風、波等）が発令された場合及び次の基準に達した場合、又は同基準が予想される場合には行事を中止します。
風速〇〇m/秒以上、波高〇m以上、視程〇km以下、海水温度〇℃未満
- ⑥ 指揮船及び警戒船に乗船の全員に救命胴衣を着用させます。
- ⑦ 事故発生等、緊急時は直ちに応急処置を講ずるとともに、下記「緊急時の

連絡系統」により、〇〇海上保安部（署）等へ速やかに報告します。

⑧ 中止、終了時は速やかに〇〇海上保安部（署）へ電話で報告します。

⑨ 隣接海域で遠泳訓練を実施する〇〇高等学校と協議し、航行海域が重複しないように調整済みです。

(2) 緊急時の連絡系統



各船舶間の連絡方法

- ・ 視覚信号、口頭、トランシーバー、携帯電話
- ・ 業務無線（〇〇〇MHz）
- ・ アマチュア無線（〇〇〇MHz）

(3) 連絡先

陸上本部（責任者名、電話番号）

指揮船等（船名、責任者名、電話番号）

(4) 添付資料

位置図、航行経路図、実施計画書及び実施要領、タイムスケジュール表、遊泳者保護区域船舶航行許可証、船舶検査証書及び海技免状の一覧表等